

平成 18 年 6 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会 会議録

平成 18 年 6 月 9 日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成18年6月9日

午前10時00分

於 第3委員会室

日程第1 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について

日程第2 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第3 請願第3号 「障害者自立支援法の施行を受けて」視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	福 廣 和 美 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	力 丸 義 行 議員	委員	安 部 啓 治 議員
〃	山 路 一 恵 議員	〃	岡 部 茂 夫 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	古 川 泰 博
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	市民課長	藤 幸二郎
環境課長	蜷 川 二三雄	人権・同和政策課長	津 田 秀 司
福祉課長	新 納 照 文	すこやか長寿課長	木 村 和 美
国保年金課長	木 村 裕 子	子育て支援課長	和 田 敏 信
保健センター所長	木 村 努		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白 石 純 一
議事課長	田 中 利 雄
書記	満 崎 哲 也

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 皆さん、おはようございます。

本日3名の傍聴許可をしておりますのでご報告申し上げます。

傍聴される皆様には、委員会中は、お手元の「傍聴の際の注意事項」をお守り下さい。また議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解の上ご協力をお願いします。

それでは、ただ今から環境厚生常任委員会を開会します。

当委員会に付託されております案件は、審査会共同設置に関する協議が1件、補正予算が1件、請願1件です。

なお、陳情書が1件送付されております。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第78号 筑紫地区障害程度区分審査会の共同設置に関する協議について

○委員長（福廣和美委員） 日程第1、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 初日の提案のときに市長が理由を申しましたが、この審査会につきましては、障害者自立支援法第15条に基づくものでございます。この第15条につきましては、それぞれの市町村において審査会を設置して認定区分を行うというふうな形になっております。このことから今回設置をするものでございますが、県の指導等もいろいろ仰ぎまして、これは単独で行うこともできるわけですが、各都市圏とかですね、一応県域の中でですね、大きな差が出ないようにということで、できれば共同設置が好ましいという結論に至りました。そういうことから4市1町の助役会におきまして、まずこの方針を説明いたしまして、内諾をいただきました。それによって事業を進めているものでございます。この審査会につきましては、まず筑紫地区で基本協定を結ぶようになっております。この基本協定につきましてはそれぞれ4市1町で市長名で要綱等を作成いたしまして、それによります協定を結ぶようになっております。そしてまた筑紫地区におきます障害者程度区分の認定審査会の規則というものも制定することになっております。

このことから4市1町で現在事務を進めておりまして、全部で15合議体、いわゆる班ですね、10班制度を設けたいというふうに考えております。各班につきまいては5名、その5名の10班でございますけれども、お願いする委員さんにつきましては60名を予定をいたしております。と言いますのは当日出席できない方の代替ということもあろうかと思いますが、別に10名の方をお願いをいたしまして、計60名の委員さんの方をお願いをさせていただきたいと思いま

す。実施する分につきましては、5人ずつの10班で行なうと。行う回数でございますけども、今のところ予定しております回数は、延べ50回を考えております。各市町においてですね、10回程度開催を行うというように今なっております。

また、この審査会のメリッ的なものにつきましてはですね、各市町村単独で行うものにつきましては、それぞれの差が出てくる可能性がございます。そういうことから4市1町当事者の情報を全てシャッフルをいたしまして、太宰府市で行うものにつきましても太宰府市だけの方だけではございません。4市1町の方がそれぞれ平均してですね、その審査の中に入ってくるということでございます。そういうことからいきますと、どこでやっても同じ結果が出るというようなメリットがございます。そういうことから4市1町の共同設置をお願いをしているものでございます。

もう一つは太宰府市におきましては、10回程度で行うということになっておりますが、年に10回ほどになりますので、相当数期間が空いてまいります。それを4市1町で50回を行うとすればですね、緊急を要する方については次の審査会に何とか入っていける。早く結果が出るというような利点がございます。そういうことから含めまして4市1町で共同設置をするものでございます。

以上が概略でございますけども、お願いいたします。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 構成は60名程度ということですが、有資格者が入ってくる関係もありますし、各市で12人とかいう割り当てにはならないということですよ。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） これはできるだけですね、平均的にいきいたいというふうなことを考えていますが、実はお医者さんにつきましては、筑紫地区全体ですね、お医者さんの方にもう全てお願いしておりますが、どこから出てこれるかというのは分からないですね。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 例えば医師会なら医師会の方を通して、選抜してくれというような依頼をしているということではないんですか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） そういうことです。その他の有資格者の方につきましては、団体がございいますので、登録団体の中の代表の方をお願いしていただきから、これもどこから出てくるかは分かりませんが、できるだけ均衡を保つようお願いしております。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） それはお願いしているということですね。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） はい。今後それを正式にお願いする形になると思います。今は打診という形です。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） えっとですね、障害程度の区分というふうになっておりますけれども、この障害もいろいろあると思うんですね。例えば視聴覚とかというような感じの。その分類ですかね、どのような分け方、目の不自由な方、あるいはいろいろあると思うんですね。そういう各部門ごとの、太宰府市の場合は目の不自由な方が何人ぐらいとか、障害者の方が何人ぐらいいる。そういうのが分かっていたら一つちょっと。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） それぞれの障害者の人数だということでございますが、身体障害者手帳を交付されている人員につきましてはですね、全てを合わせまして2,173名。これは平成18年1月1日現在でございます。今現在は今年度末分を今集計中でございますので、まだ出ておりませんので、申し訳ありませんが今年の1月1日現在で申しあげたいと思います。

まず視覚障害の方ですけれども、18歳未満の方が5名、18歳以上が189名。それから聴覚障害の方ですね、平衡感覚もそれに含めますけれども、18歳未満が10名、18歳以上が173名。それから言語障害の方につきましては、18歳以上のみで30名。それから肢体不自由の方につきましては、18歳未満が23名、18歳以上が1,143名。内部疾患の方でございますけれども、18歳未満が14名、18歳以上が638名。以上でございます。合計しますと18歳未満の方が52名と18歳以上の方が2,173名。

以上でございます。その他もし必要であれば養育手帳とか精神障害者の分も把握をしております。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 一応参考までをお願いします。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） それではまず療育手帳の知的障害者の手帳を交付されている方の人数でございますけれども、合計しますと266名。これはAとBということで、重度、軽度というのがあるわけですが、まず軽度の方につきましては、18歳未満の方が30名、18歳以上が119名、合計の149名です。それから種別のBですけれども、18歳未満につきましては43名、18歳以上が74名、合計の117名、総計で266名ということになっております。それから精神障害の方でございますけれども、1級2級3級というのがございますが、合計が151名、1級につきましては18名、2級が105名、3級が28名でございます。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（安部 陽委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 本会議の質疑でも出されましたけれども、審査会の構成についてもう一度ちょっとご説明いただきたいのと、当事者の方からはですね、やっぱりその審査会の中に障害者と関わりがある人、あるいは状況をよく知っていच्छる方に入ってもらいたいという要望が挙がっておりますけれども、そういうことが可能なのか、可能かということよりも入れるのかどうか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず構成メンバーでございますけれども、この審査会につきましては、大きく二つに分けようと思っております。一つは精神障害の方とですね、知的障害の方。このグループに一つの枠を設けたいと思っております。もう一つの枠につきましては、身体傷害者系ということで考えております。特にこの身体障害者系につきまして、メンバーでございますけれども、まず内科医、それから整形外科医、そういう分野のお医者さんですね。そして理学療法士、社会福祉士、介護福祉士の5名の方々をそれぞれの枠に入れていただきたいというふうに思っております。これが5班だけですね。そしてそのあとの知的障害と精神障害の方々の審査におきましては、まずお医者さんの方では精神科医、それから内科医、そして専門職でございます作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士、以上の5名で5班をつくるようになっております。

そして二つ目の質問でございますけれども、この審査員として精通されている方、特にサポートされているような方が入られてはどうだろうかということでございますけれども、これは国、県の説明におきまして、利害のある方につきましてはですね、極力避けるようにという説明を受けております。と言いますのは、その分野だけが途出してですね、差が出ては困るということから、国の方がそういうふうの下ろしているんじゃないかなと思います。しかしこれは明文化されておらず、あくまでも説明の中でですね、利害関係する方々についてはできるだけ避けてください。そしてあくまでも公平でその専門職の力をもってですね、この認定審査会を設置するようというふうに指導を受けておりますので、こういうふうに一応メンバーは先ほど申しましたとおりですけども、たまたまその中ですね、他にそういうふうなサポートをされているような方々も、かなりおられるんじゃないかなというふうに思います。これはまあたまたまということになるかと思いますが、原則上そういうふうになっておりますのでよろしくお願いしたいとおもっております。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（山路委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 二次判定の部分からになるのですけれども、その認定結果が出ますよね。それをご本人に通知をした後ですね、利用の意向聴取を行うとことになっていきますけれども、これはどなたが聴取をすることになるのでしょうか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず意向調査につきましては、これは調査員が行うことになっておりまして、調査につきましては、後から出てまいります補正予算関係で上ってきておりますけれども、調査員が委託を受けて行うということになっております。しかし意向調査におきましても、それ以前に勘案事項調査というのがございまして、これは本人が今現在どういうふうな形で生活をしているのか、あるいは日常生活の中で介護はどうなっているのかとかですね、そういう身边におけます不自由をされている状況調査を行うようになっておりますので、必ずしも一方的にですね、市の方が調査を行って決定を下すということではございません。あくまでも当事者の方と調整を行いながら、支給期間を決定していくものでございますので、それによって第二次審査と差が出た場合は、もう一度第二次審査にお返しするようになっております。そういうふうなシステムですので、認定審査会と市の方の考えが一致しない限りは、なかなかこれは認定が難しいということになってまいります。そういうことですので、公平さを欠いてですね、私どもが考えているのが、私どもの考え方と専門職であります認定審査会の考えが一致して初めて支給をするようお示しするということになります。その場合は当事者のご意見等も身边調査もご協力いただくということになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） その当事者の方が例えば、ご本人の方がうまく状況を説明できない場合については、例えばご家族の方とかですね、状況をご存知の方がその調査に同席することはできるのですか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） そのとおりです。同席をすることができます。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 関連でいいですか。

調査員について言われましたよね。どなたに何名ぐらい委託される予定ですか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 予算上ではですね、対象者が250名ということで計上しておりますが、現在今考えられますのが、235名程度だと思んですが、これは県の方が説明会、研修会を行うようになっております。それによって県がいろいろな事業者に呼び掛けをいたしまして、その事業所からその講習会を受けに来るわけですね。それが終了したら初めて県がこの調査員として認定をするわけです。そういうことで私どもが委託するのはどこになるのか分かりませんが、250名で期間内に終わらせる、終了させる人数になろうかと思います。現在まだ具体

的な数字は出ておりませんので、期間内に必ず終わらせるという契約のもとに行いますので、そこから調査員が何名出てくるかというのは、その事業者かかってくるのではないかなと思っています。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 概ね何名かというのはまだ予測はつけていない。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 大体、県が考えているのが、一人が大体ですね、一人の調査員が1日かかって2件だろうというところでございますので、何日で行うという期間がありますけども、大体1か月程度で行いたいと思っておりますので、12、3名程度ぐらいで何とか講習も兼ねてですね、できるんじゃないかなと思っております。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（安部陽委員「はい。」と呼ぶ。）

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 1点2点聞きますけど、これはまだ今からですけども、何年後には見直しをするとか、そういうのは決まっていますか。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 現在のところは全くそれは出ておりません。ただ当初テレビの方で放映されておりましたけども、約2年、あるいはまた3年後には介護保険との合体を考えて、この障害者自立支援法ができるというのを聞いたことがあります。

○委員長（福廣和美委員） もう1点は、この障害程度区分が決まったときにですね、ようするに不服申し立てと言いますか、何でそうなるのかというようなことを本人の方から申し出るということ是可以のできるのですか。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） そのとおりでございます。これは県知事宛に不服申し立てをできることになっております。

（福広委員長「県知事。」と呼ぶ）

○福祉課長（新納照文） はい。県知事というのが、これが県の方が全て認定をしているものでございますのでですね、そういう形になろうかと思いますが、回答は市町村が行うということになっております。

○委員長（福廣和美委員） 分かりました。

一つ要望があるのですが、要するにこれは委員会としての要望ではなくて、私個人の要望で聞いていただいて構いませんが、いわゆる懇切丁寧な説明をですね、十二分にやっていただきたいと。ようするに何でもそうですけども、新しく始める場合にある程度納得していただいたうえで進めていっていただきたいという思いがありますので、それと4市1町でですね、こ

うやって合同でつくるというのは、もちろんいいのですが、結果の方もちゃんと平等になるようにね、そうならないようにしてあるというのは今お伺いはしましたけども、結果的にそうならないようにですね、十二分に配慮をしていただきたいということだけは言っておきたいなというふうに思っております。

それでは他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第78号「筑紫地区障害程度区分審査会の共同設置に関する協議について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第78号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（福廣和美委員） 日程第2、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」、当委員会所管分を議題とします。

おはかりします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行い、歳出の審査の中で歳入を同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入を同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いします。

それでは、補正予算書8、9ページの3款民生費、1項社会福祉費について、3目から順に執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず障害者福祉都市推進費でございますけども、13節の委託料でございます。これは障害福祉計画等の策定に伴います委託料でございますが、根拠といたしましては、障害者自立支援法第88条の規定に基づきまして、この計画を策定しなければならないとい

うことが義務付けられております。そういうことから、全国の各市町村におきまして、これについてかかるということになっております。本市におきまして、この策定につきましては、障害者自立支援法が大きく入ってまいりましたので、現在の状況でございますが、障害者自立支援法につきまして、100%の形で進んでいるわけではございません。正式には10月1日をもって完全実施をするということになっておりまして、その10月1日をもってこの準備を始めても間に合いません。と言いますのは計画につきましては今年度いっぱい、来年の3月31日までに策定しなければならないということになっております。そういうことからほとんど全国的にですね、大きな市を除きましては別々かかりますけれども、ほとんど全国的に委託を行っている状況でございます。この中身につきましては、障害者自立支援法の第88条のそれぞれの項に掲げられております内容を網羅するような形になっておりまして、基本的なものにつきましては、国はまず基本指針を示すようになっております。この基本指針に沿って盛り込むべき事項というのが出てまいりまして、各市町村においてはその盛り込むべき事項を勘案しながら、各市町村のカラーを出しながら計画をつくっていくようになっております。それはいわゆる金太郎飴ではいけないということですね。ですからどこでも違うというような形ですね。太宰府市におきましては太宰府市独特の計画をつくる必要がございます。そういうことから、どこが違ってくるかと言いますと、皆様ご存知のとおりだと思いますけれども、サービスの内容とかですね、あるいは種類、そしてまたいろんな地域生活におきます支援事業においては、各市町村に委ねられている面がかなりございます。そういう面をいかに進めていくのか、どういうものを取り上げていくのか、あるいはまた数値目標をどうするのかというような内容になってくるかというふうに思っております。特にこれを委託をしたいという業者につきましては、現在のところまだ決めてはおりませんけれども、全国的にかなり有名なところがございますので、そちらの方にちょっとお話を聞いたことがございまして、それによって見積を取って、今回その見積に伴います予算計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国民年金費の委託料158千円です。これは国民年金の継続免許申請書の審査に必要な職務情報を提供するためのシステム開発の委託料でございます。これは国の補助事業になっておりまして、前の6ページ、7ページの歳入と一緒にご覧いただきたいと思っております。

6ページの14款国庫支出金、民生費委託金の中の国民年金事務委託金として100%、158千円が国から補助金で入ってくるようになっております。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） それでは13目でございますけれども、障害者自立支援費でございます。まず事業区分の説明の中にございます障害程度区分認定審査会費ということで、6,380千円を計

上させていただいております。需用費につきましては、パソコン等を導入いたしますので、標準機器が必要になってくるということから、大まかではございますけども、100千円を消耗品費として上げさせていただいております。それから13節の委託料につきましては、審査会システムの保守委託料として組んでおりますが、4市1町で共同で行なうものにつきましては、その事務局、筑紫野市でございますけども、筑紫野市の方で一括して契約を結ぶようになっておりますので、後から出てまいります負担金の中に入っております。ここで言いますのは、各4市1町それぞれの市町単独で行ないます事務におきますシステムですね、私どもで言えば福祉課の中にパソコンを置いて、いろんな入力事務を行なって本部の方に送り込むというような作業が必要です。そのためのシステム委託料ということで151千円上げさせていただいております。それから14節の使用料及び賃借料につきましては、これも審査会システム賃借料でございますが、審査会におきましてパソコン等の導入を行ないましてですね、それぞれの認定を行なうことになっております。これも市町村でそれぞれの審査会の準備を行わなければなりませんので、そのパソコンを一式揃えます。それに伴いますところのシステム賃借料でございます。これはリースということになっておりますけども、そういうことで752千円計上させていただいております。それと大きな部分につきましては、19節の負担金、補助金及び交付金でございますが、先ほど申しましたように、これは4市1町の審査会におきます共同設置負担金でございます。太宰府市におきましては件数割と、あと均等割というのがございますが、それぞれ計算をいたしまして、5,377千円の負担を行なうということになっております。

次の障害区分等認定調査費でございますけども、役務費につきましては、郵便料、電話料でございますが、その下の意見書作成手数料というのがございますが、これはそれぞれ医師会の方にですね国を通じて依頼が出ておりまして、医師会の方は各医師会を通じてですね、それぞれの病院の方に協力を求めているものでございますが、一人当たり1件5,000円ということで、私どもの方は250名を想定いたしまして、1,250千円を計上させていただいております。これは補助がありますけども後ほど一緒に申しあげたいと思います。それから13節の委託料でございますが、意見書の回収業務委託料というのがございますが、これは筑紫医師会の事務局の方をお願いをしまして、一括して4市1町分回収をしていただく、これに伴います太宰府市の分でございます。それから訪問調査委託料でございますが、先ほど質問もございましたけども、調査員とはどういうものかということでございますが、そういう方々をお願いをするようになります。これはそれぞれ個別というよりも事業所をお願いをすることになろうかと思っておりますが、国の方で一定の基準を示されまして、1件当たり9,880円ということで250名分、それに消費税、2,594千円を計上させていただいております。

これに伴います歳入でございますけども、7ページの方をご覧いただきたいと思います。7ページの説明の中にございますが、1,921千円。これは国庫補助でございます。この1,921千円につきましては、もう一度9ページに戻っていただきまして、一番下ですね、役務費の中の意見書作成手数料1,250千円、これの2分の1と、13節の委託料訪問調査委託料でございます

2,594千円を足した2分の1です。これが国庫補助として歳入として入ってまいります。

以上でございます。どうぞ審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 障害福祉計画等の策定委託料ですけれども、まだ委託先は決めておられないということですが、これは市の職員ではできないことなんですか。やっぱり状況が分かっている人が計画を立てないとですね、実態に則したものができないと思いますよ。委託業者に任せっきりというのはどうなのかなと思います。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） これはまず私どもが完璧に任せることはありません。太宰府市においてはもう既に平成14年から支援費制度を導入していますので、これは結構前なんですけど、その支援費制度の流れを組んでですね、大きな差が出ないようなものを作らなければならないというのが大原則となっておりますので、そこで言います太宰府市のカラーというのが出てくるわけです。そういうことで私どもと業者の方ですり合わせをしながら作成をしていくということになります。業者の方の役割というのは先ほど申しましたように障害者自立支援法、これを完璧に把握している力を持っておりますので、国レベルの力を持っておりますので、そこに委託をしながらですね、障害者自立支援法と完璧に整合性が取れるような計画を作る必要がございます。この障害者自立支援法におきましては、先ほど私申しましたが、太宰府市、各市町村においてもですね、完璧に把握をしているものではございません。10月になればこれはほとんどできるんじゃないかなと思いますけれども、その時点では間に合わないということでございますので、委託をせざる得ないというふうに考えております。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） それで業者と市とすり合わせてやっていくということですが、その過程の中で、当事者あるいは関係者からの意見ですね。実際に障害者の方からいったいどれぐらいのサービスを利用するのかとか、そういうことの意見聴取はされるのですかね。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） これはですね、アンケート調査というのがございます。これは委託料の中に全てアンケート調査費も入っておりまして、当事者も含めまして健常者の方々もあわせて無作為で、そのアンケート調査を行ないたいと思っております。中身についてですね、そのアンケートの項目につきましては、この計画の中に盛り込むものをですね、中心として行ないますので、ある程度の数字は出てくるんじゃないかなというふうに思っております。またそういうような要望等もですね、特記事項として書く欄がございますので、そういうふうな形を取り

ながらいろんな意見を聞いていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 例えば地域生活支援事業なんかについても、サービスの見込み料というものを出さないといけなくなりますよね。ということはどういうサービスがあるのかということの中身をやっぱりきちんと説明をしてですね、それをどれだけ利用するのかということをして全ての障害者の方の意見と言うかですね、それを聞かないと見込み数というのは出てこないと思うんですね。ですから今アンケート調査をされると言われましたけれど、それはいいと思います。だけどその無作為というのはどうかなと思いますよね、結局一部の障害者の人の意見しか入らないということになりますよね。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 無作為と申しあげましたけども、ある程度の割合というのは考えております。手帳を保有されている方について全体の何パーセントとか、あるいはまたそれぞれにおきます年代別ですね、どういうふうな意識をもっておられるのか、健常者の方を含めまして、いろんな意見を聞いていきたいというふうに思っていますし、また私どもが考えておりますのが、できるだけ把握をしたいというものはですね、もう以前から考えておりますので、これは障害者自立支援法、現在今やっているんですね、9月末まではみなし的にやっておりまして、現在の支給料というものは捉えております。そういうことから切り替えるときにですね、3月までにそのみなしの方に切り替えたわけですが、それぞれ個別に文書で送付させていただきました。そして皆様が方につきましては、どれだけの必要量がございませうか、ということで調査をいたしました。それでまた本人からは「私は今何時間必要ですよ。」という申請をいただいて、みなしの方に切り替えていっています。だから今現在は9月末まではみなし期間でございませうので、その期間の間にいろんな時間的なものは、確保しているつもりでございませう。今後におきましてもサービスの内容についてですね、それぞれ個別に分かっている方々については、当事者の方に直接お尋ねすることになろうかというふうに思います。なお、私どもの方からもお知らせすることになります。これは先ほど申しました概況調査というのがございませうので、その中でそれは行なってまいりたいと、しっかり啓発はしていきたいというふうに思っています。また大きな意見につきましては身障協がございませうので、太宰府市身体障害者福祉協会の方のご意見等も賜っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） その計画の部分については分かりました。その審査会ですかね、意見書の作成手数料、これは確認しますけども、250人分の5,000円。これは意見書を書いてもらうための補助金というふうに思っているのですか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 歳入のことですか。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） いいえ、歳出の1,250円です。意見書作成手数料。これはどういう形で支払われるのですかね。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） これはですね、個別のお医者さんにお支払をすることになります。これは意見書を書かれたら直ぐに私どもの方に請求が回るようになっております。それによって1件当たり5,000円の支出を行なうということになっております。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） そうしたら、障害者の方は病院に行ってもお金を払う必要がないということですね。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） そうということです。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） それで、今回請願が出ておりまして、視覚障害者の方からいろいろ実情をお聞きしたのですが、やっぱり一つの意見書を書くのに時間がかかるということで、断られるお医者さんの中にはいらっしやるということがあるみたいですね。ですから、もし仮にあったとした場合にはそういうことがないようにしてくださいと、市の方から医師会を通じてでも意見をすることができるのかどうかですが。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） それはですね、もう2度ほど4市1町で医師会の方に行きましてですね、しっかりお願いをしてきておりますし、また県の方に確認しましたら、県も国を通じてですね、その分の周知を完璧にやっているつもりだという回答をいただいています。そういうことから、私どももちょっとそれは懸念がございましたので、再度医師会に行きましたけども、そのときに事務長と直接お会いいたしまして、その事務長の考え方もですね、筑紫地区の医師会においては、そういう依頼があったら必ず協力しますというような確認を取ったということをお願いしておりますので、それにつきましては筑紫地区内では安心をしているところでございます。

（山路委員「はい、以上です。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） ここで議論をしている中ではですね、今の意見書の問題ね。問題ないように思うけども、しかし常に何かこうそこら辺りが常に監視をしておかないといかんのじゃないかなというふうに思うんですよね、我々利用する立場からするとね、それである方では早く出たけども、片方ではその期間が長くなったとかという場合に、どう医師会として指導とか

そういうのができるかどうかというところまでですよ、随時見ていかないと、ある方では早かったけど、片方では遅くなったとかね。通常診断書でもですよ、早く書いてもらう人もおれば、1週間、10日かかる人も当然その医師によって、病院の先生も忙しいですからね、これにかかっておれんと思うんですよ、僕は。病院の先生の見方するわけじゃないけども、非常にやっぱり忙しい先生は非常に忙しい。本当にこれを書く暇が、診断書と言うか、意見書。まあこれじゃなくても、普通の診断書を書くのにもね、非常に苦慮されている先生というのはいくらでもおるような感じも受けるんですよ。そこら辺りをちゃんとやってあげないと、また全体に対する不信というかね、そういうのも出てきそうですから、その点よろしく願いしておきたいのと、さっきこの障害者福祉計画の委託料ですかね、委託の件ですけど、今課長が言われたように各市町村で色を、カラーを出すんだというのはよく分かるんですが、多分カラーを出す部分というのは限られているんじゃないかなと思うんですよ。国、県からのそういう指導とか、「こうやんなさい、ああやんなさい。」とそれに対して、本市はこういうやり方でやりますということになるんだろうと思うけども、逆の言い方からすれば4市1町一つにね、できないのかなと。4市1町一つでできれば、これどっちみち各市町村が500万円近いお金で委託するわけでしょ。

(福祉課長「そうですね。」と呼ぶ)

○委員長(福廣和美委員) 4市1町がそれぐらいで済むなら各市町村に分ければ100万円ぐらいの負担で済むんじゃないかなと、まあ極端なこと言えばですよ。そういう本当に果たしてそのこれだけの予算を各市町村が出して委託先が考えなければならぬような問題があるんだろうかというね、それはノウハウはあるでしょうから、先ほど言われた専門的なね、それは4市1町どこに行ってもそれは通用する部分でしょうからね、その後の肉付けというのは各市町村とそこの話し合いになってくると思うんですけどね。何かこう最近委託料と言われると、ああそうですかと思うけども、本当に必要なという思いもね、我々にはあるわけですよ。委託料と言われたら仕方なく「はいそうですか。」と言わないかんように感じる場合があるんですよ。もし4市1町辺りでこうやって審査会もつくるわけですから、こういう計画も本来なら進んだ同レベルで策定されるのが一番いいわけでしょ。あの市はこのレベルやけど、ここはちょっと下がっているとか、要するによそが上がっているということは、そこは下がっているということですから、そのように差がつかないように同レベルでこういう策定もできるといいのではないかなと。それは理想論かも知れませんが、太宰府に住む我々としては、よその市よりも一歩でも二歩でも先を行って欲しいとは思いますが、そこら辺がどうなのかなという思いがあるのですが、いかがですか。

福祉課長。

○福祉課長(新納照文) お話を聞くとごもっともだと思いますけども、先ほど申しましたように金太郎飴のような形ではいけないというのが、まず第一条件なんですよ。

(福広委員長「その金太郎飴のような形というのがよく分からんのですけど。」と呼ぶ)

○福祉課長（新納照文） なぜかと言いますと、私ども今障害者プランを太宰府市の方でも持っています。この障害者プランを持たないところもあるわけですが、障害者プランを持っておりまして、これは平成19年度末で切れます。そういうことからですね、障害者プランを含めた形でこの計画の中に盛り込むことができるようになっているのです。それにこれは国、県の方からも指導がございましたけども、できれば私どもも、一つひとつの同じようなプランをですね、二つも持つのではなくて、できればこれを一本化したいと思っていますので、その障害者プランを含めた形でですね、策定の中に入れていきたいと思っています。これはやはり4市1町それぞれ違ってくるんじゃないかなと思っています。

○委員長（福廣和美委員） 課長の言われることもよく分かります。よく分かるけども、わずか5,000千円の予算だけれども、福岡県でいったら相当なところが、まあ一か所じゃないでしょうけども、同じところに委託するわけじゃないんでしょうけども、その中身については、そう大して変わらないんじゃないかなというふうに思うので、今のような質問をしましたけども。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） それでは以上で歳出を終わります。次に歳入に入りますが、先ほど歳出で説明していただきました以外で、歳入に関連していない箇所がありましたら補足説明をお願いします。

補足説明はありますか。

（福祉課長「特にございません。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、3ページの第2表、債務負担行為補正、追加の「障害程度区分等審査会システム保守委託料」、及び「障害程度区分等審査会システム賃借料」について、順に執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 先ほど歳出の方で説明を申しあげましたシステム保守委託料とシステム賃借料でございます。この分につきましては毎年単年度でですね、契約を結ぶということは非常にマイナス面がございます。そういうことから平成23年度までの間に債務負担を組らせていただいているというものでございます。この年度におきます最高限度額といたしまして、それぞれシステム保守委託料は1,392千円、システム賃借料につきましては4,263千円ということで限度額を示させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 以上で、債務負担行為補正を終わります。

それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 私は障害者福祉にこういうシステムを導入すること自体に無理があるというふうに思っています。ですから賛成ということに関してはすごく抵抗を感じますども、補正予算については反対はいたしません。ただこれからですね、市の障害福祉のもととなる障害者福祉計画の策定にあたってはですね、やっぱり先ほど質疑の中でも申しあげたように、実際の障害者の方々的心声をね、利用意向調査というのをやる必要があるだろうと思います。そうしないとやっぱり実態にあった計画書ができないというふうに思うからです。それで認定審査、これについてもですね、どれだけ実情と似合った審査結果が出るのかということに非常に疑問を感じています。ですからこれも実際行ってみないと分かりませんが、やはり考えていたいただきたいのは、認定の審査の過程の中ですね、やっぱり当事者、あるいは関係者の方々の意見を十分に聞く場を持つということをお考えいただきたいと思います。そのことを要望いたしまして賛成討論といたします。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第82号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） それではここで午前11時05分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時02分

○委員長（福廣和美委員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 請願第3号 一障害者自立支援法の施行を受けて一視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

○委員長（福廣和美委員） 日程第3、請願第3号「一障害者自立支援法の施行を受けて一視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」を議題とします。

本請願について、皆さんからご意見はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 私は紹介議員の一人でもありますので、皆さんにはお願いといいますが、一言申しあげたいのですけども、やはりこの障害者自立支援法というのは障害者の方々の実態を全く無視した法律だと思います。それで実際に先日もご説明をいただきましたけれども、やっぱりそれにつきましてもですね、かなり金銭的にも精神的にも負担がかかっているなと思います。ですから制度は始まってしまったけれども、これから特に政府に対してですね、改正を求めていかなければならない点がたくさんあるなというふうに感じました。特に応益負担の問題というのはですね、所得の少ない方にとっては、本当に生きることさえ否定されているような気持ちにさせる本当に酷い内容だと思います。本当に請願の一つひとつが切実な内容だと思いますし、市に対して要望されている部分の中にはですね、財政的な面から直ぐには無理なところが多いとは思いますが、その実情をやっぱり市にも分かっていたいでですね、この請願がこれから障害者福祉を進めていく上で、一つの後押しにでもなればというふうにも思っております。委員の皆さんには是非障害者の方々のご意向を汲んでいただきまして、ご賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

力丸委員。

○委員（力丸義行委員） いろいろあると思うんですけど、この請願事項のですね4番の例えば（2）日常生活用具の品目数を縮小しないこと。また、償還払い方式ではなく代理受領方式とすること。こういったことはもう直ぐにでもできることですよ。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） できません。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 何で。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） これは国の方の基準がありましてですね、国の方のに要望するような形になるわけです。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 結果的には同じことなんですよ。市の負担というのは。だから先ほどから金太郎飴じゃいかんと、計画が。計画は金太郎飴でいいんですよ。だから実施することが

太宰府市独自のやり方で行なっていくことが大切だと思うんですよ。だから国の基準はあるでしょうけど、そういったところを太宰府市のオリジナル的なやり方でですね、これを打破していかないと、先ほど言われた説明とこういった制度が出るということの状況がですね、やっぱり今後も続いていくと思うんですよ。そういったとこで1点だけ意見を述べておきたいと思います。

○委員長（福廣和美委員） 他に意見はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 要旨及び理由のところ、ちょうど真ん中ぐらいになるんですけども、私は反対という立場じゃないけど、こういう文言がちょっと私が気になるものですから、ちょっとその1点ですね。

「「応益負担」は、日本国憲法が規定する「法の下での平等」や「生存権」などの諸条項にも反するものと考えております。」と、応益負担がその日本国憲法に反するというような、ちょっと「法の下での平等」こういうところは分かるのですが、ちょっとこの請願に私は反対じゃなく、ここの文言がちょっと私が、あのほとんどの方は応益負担だったりしておるわけですけども、その点がちょっと気になるものですから、まあそういうことでございます。私個人的に。

○委員長（福廣和美委員） 他に意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） おはかりします。

先ほど賛成すべきとのご意見が出ました。それではこれで協議を終わり、討論、採決を行なうことにご異議はありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、これで協議を終わり、これから討論、採決を行います。

まず討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号「一障害者自立支援法の施行を受けて一視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」を採択することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、請願第3号は、採択すべきものと決定しました。

執行部におかれましては、請願第3号が本会議にて採択となった場合、この請願の処理の経

過、及び結果を議会全員協議会や委員会協議会等で、報告をしていただきたいと思います。

〈採択 賛成 5 名、反対 0 名 午前11時8分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、おはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の管外視察に伴う委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 18 年 8 月 25 日

環境厚生常任委員会 委員長 福 広 和 美